

第一百六十九回

参議院経済産業委員会会議録第十二号

(一一二八)

平成二十年五月二十七日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動
五月二十三日

辞任

森田 高君

補欠選任
前田 武志君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

森田 高君

補欠選任
前田 武志君大臣政務官 経済産業大臣政 萩原 健司君
事務局側 常任委員会専門 山本 香苗君
員 山田 宏君

本日の会議に付した案件

○信用保証協会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山根隆治君) たゞいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る二十三日、森田高君が委員を辞任され、その補欠として前田武志君が選任されました。○委員長(山根隆治君) 信用保証協会法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたしました。
す。 ○國務大臣(甘利明君) 初めに、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。
近年、手形の利用が大幅に減少しており、手形による資金の融通の機会が減少していることか

ら、中小企業は借入れによる資金調達に頼らざるを得ず、資金繰り負担も増加しております。

ここで、手形の割引と同様に売掛金債権を早期現金化することができれば、中小企業の資金調達が一層円滑化されるところですが、早期現金化の手段は限定されているのが現状であります。このため、早期現金化の機会を拡充するための政策的支援措置を講ずる必要があることから、両法律案を提出した次第であります。

まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の要旨を御説明申し上げます。

本法律案は、信用保証制度の仕組みによって売掛金債権の早期現金化を促進するため、このようない保証制度を支える新たな信用保証制度を創設するものであります。具体的には、信用保証協会が、商品やサービスを購入する納入先企業の支払能力を保証し、金融機関が売掛金債権を買取ること等により、早期現金化を可能とするものであります。

次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の要旨を御説明申し上げます。

本法律案は、多数の中小企業が保有する様々な売掛金債権を集約することにより、売掛金債権の有する多様なリスクを分散化し、早期現金化を可能とする売掛金債権流動化の仕組みを支援、促進するため、中小企業金融公庫に保証や貸付け等の業務追加を行うものであります。

第三に、信用保証協会の業務の一層の適切化、効率化を図るとともに、信用保証制度の不正利用等を防止するため、保証に係る情報の一元的管理を行ふための法的枠組みを導入することとしております。

以上が三法案の提案理由及びその要旨であります。

現在、中小企業の倒産件数が増加傾向にあるなど、中小企業をめぐる環境は引き続き厳しいものとなつております。このため、地域に根差す信用保証協会についても、再生支援に向けた積極的な取組、創業や新分

野に挑戦する中小企業に対する支援等の措置を講ずる必要があります。

同時に、信用保証協会の業務の一層の適切化、効率化を図る必要性が増大しており、また、保証制度の不正利用等が発生していることから、適切な対策を講ずることが求められております。このような課題に対応するため、信用保証協会に新たな役割を担わせるとともに、信用保証協会の情報の一元的管理のための仕組みを設ける必要があります。このことから、本法律案を提出した次第であります。

第一に、地域の中小企業の再生支援を強化するため、中小企業の事業再生を円滑化することを目指して信用保証協会が債権の譲受けを行うことと、及び地域における再生ファンドの組成を促すことを目的として信用保証協会が再生ファンドへの出資を行うことを可能とすることとしております。

第二に、創業や新分野への挑戦に取り組む中小企業を支援するため、信用保証協会が中小企業の発行する新株予約権を取得し、代わりに保証料の軽減等の支援を行うことを可能とすることとしております。

第三に、信用保証協会の業務の一層の適切化、効率化を図るとともに、信用保証制度の不正利用等を防止するため、保証に係る情報の一元的管理を行ふための法的枠組みを導入することとしております。

以上が三法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(山根隆治君) 以上で三案の趣旨説明の聽取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。
す。

次回は来る六月三日火曜日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五分散会

第二章 業務

第三節 管理

第四章 業務を削る。

第二十条の前に次の節名を付する。

第二十一条の前に次の節名を付する。

五月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、信用保証協会法の一部を改正する法律案
一、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

案

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

案

信用保証協会法の一部を改正する法律案

信用保証協会法の一部を改正する法律案

号の一部を改正する。目次を次のように改める。

号の一部を改正する。目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 信用保証協会

第一節 通則(第二条—第五条)

第二節 設立(第六条—第十条)

第三節 管理(第十二条—第十九条)

第四節 業務(第二十条—第二十二条)

第五節 解散及び清算(第二十三条—第三十

二条)

第六節 監督(第三十三条—第三十六条)

第三章 保証業務支援機関(第三十七条—第四

十六条)

第四章 雜則(第四十七条—第五十三条)

第五章 罰則(第五十四条—第五十八条)

附則

「第二章 設立」を削る。

第一条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章 信用保証協会

第一条 通則

第六条の前に次の節名を付する。

に対する投資事業(過大な債務を負つてゐる
中小企業者の事業の再生を図るものに限る。)
に必要な資金の出資

回収会社債権管理回収業に関する特別措置法
第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。)
に委託するものとする。

この条において「中小企業者」とは、協会の主
たる事務所の所在地の属する都道府県の区域を
越えない区域(以下この項において「協会の区
域」という)内ににおいて商業、工業、鉱業、運
送業、サービス業その他の事業を行う中小規模
の事業者で、定款で定めるものをいい、「中小
企業者等」とは、中小企業者 協会の区域内に
住所若しくは居所を有する者又は協会の区域内
において勤労に従事する者で、定款で定めるも
のをいう。

成十年法律第二百二十六号)第二条第一項第一
号から第三号までに掲げる債権(以下この
の号において「特定金銭債権」という。)、特
定金銭債権を担保する保証契約に基づく債
権及び協会その他の政令で定める者が特定金
銭債権を担保する保証契約に基づく債権に
係る債務を履行した場合に取得する求償權
並びにこれらの債権に類似又は密接に関連
するものとして政令で定めるものの譲受け
口 イの規定により譲り受けた債権の管理
(当該債権の管理のために必要な一切の裁
判上又は裁判外の行為を含む。)

ハ イ及び口に掲げる業務に関連して必要な
交渉及び調査並びに当該中小企業者に対する
助言

第三十九条の三中「この法律」を「第二章」に
基づく命令を含む。)の規定を「第二章の規定(當
該規定に基づく命令を含む。)」に改め、同条を第
五十二条とする。

第三十九条の三中「この法律」を「第二章」に
基づく命令を含む。)の規定を「第二章」に
基づく命令を含む。)」に改め、同条を第
五十二条とする。

第三十九条の三中「この法律」を「第二章」に
基づく命令を含む。)」に改め、同条を第
五十二条とする。

援業務を、「その協会」の下に「又は支援機関」
を加え、第八章中同条を第五十六条とし、同条の
前に次の二条を加える。

第五十四条 第四十条の規定に違反して、支援業
務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用し
た者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰
金に処する。

第八章を第五章とする。

第七章中第三十九条の五を第五十三条とする。

第三十九条の四第一項中「この法律」の法律に
基づく命令を含む。)の規定を「第二章の規定(當
該規定に基づく命令を含む。)」に改め、同条を第
五十二条とする。

第三十九条の三中「この法律」を「第二章」に
基づく命令を含む。)」に改め、同条を第
五十二条とする。

<p>二 前号の支援業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。</p> <p>主務大臣は、前項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 第四十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。</p> <p>二 その役員のうちに、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者があること。</p> <p>(指定の公示等)</p>	<p>第三十八条 主務大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた支援機関の名称及び住所、事務所の所在地並びに支援業務の開始の日を公示しなければならない。</p> <p>2 支援機関は、その名称若しくは住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p>(業務)</p>	<p>第三十九条 支援機関は、次に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うものとする。</p> <p>一 协会の債務保証業務(第二十条第一項の業務をいう。以下この条において同じ。)に関する情報を収集し、分類し、整理し、及び保管すること。</p> <p>二 协会又は銀行その他の金融機関に対して前号の情報の提供を行うこと。</p> <p>三 协会の債務保証業務に関する調査研究を行うこと。</p> <p>四 协会の債務保証業務に關し、協会の求めに応じて助言を行うことその他必要な支援を行うこと。</p> <p>(報告及び検査)</p>	<p>第四十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、支援機関に対し報告をさせ、又はその職員に支援機関の事務所</p>
<p>(秘密保持義務)</p>	<p>第四十条 支援機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、支援業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。</p>	<p>二 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消された場合に於ける主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(業務規程)</p>	<p>二 前号の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p>
<p>第四十一条 支援機関は、支援業務を行うときは、その開始前に、支援業務の実施に関する主務大臣で定める事項について業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。</p>	<p>2 支援機関は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>一 支援業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。</p> <p>2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないこと。</p> <p>3 不当に害するおそれがあるものでないこと。</p>	<p>二 第一条 この法律は、平成二十年九月一日から施行する。</p> <p>(調整規定)</p>	<p>五 不正な手段により指定を受けたとき。</p>
<p>第四十二条 支援機関は、毎事業年度、支援業務に係る事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第三十七条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、主務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 支援機関は、毎事業年度、支援業務及び業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>(報告及び検査)</p>	<p>2 主務大臣は、前項の規定により指定を受けたとき、この章の規定に違反したとき。</p> <p>3 第四十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで支援業務を行つたとき。</p>	<p>二 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により支援業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>(施行期日)</p>	<p>二 主務大臣は、前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p>

規定する特定支払契約保険に改め、同条第三項中「又は第三条の十第一項に規定する債務」を、「第三条の十第一項又は第三条の十一第一項に規定する債務」に、「又は第三条の十第一項に規定する特定社債保険を「第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険に改める。」

第三条の十第二項中「又は特定社債保険」を、「特定社債保険又は次条第一項に規定する特定支払契約保険」に改める。

第三条の十の次に次の二条を加える。

(特定支払契約保険)

第三条の十一 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の特定支払契約(中小企業者に対する売掛金債権を有する事業者に対して金融機関その他の方で定める者(以下この項において「金融機関等」という。)が当該売掛金債権を譲受けその他の経済産業省令で定める行為に基づき金銭を支払うことを約し、かつ、当該中小企業者が当該金融機関等に対して当該売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権の額を支払うことを約する契約をいう。)に基づき金融機関等に対して支払うべき債務のうち当該金融機関等が事業者に対して金銭を支払つた場合において当該中小企業者が支払うもの(以下「特定支払債務」という。)の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険額の合計額が十億円を超えることができない保険(以下「特定支払契約保険」という。)について、特定支払債務の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、特定支払債務の額のうち保証した額を保険額とし、中小企業者に代わつてする特定支払債務の弁済を保険事故とする。

3 第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の

規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条中「又は特定社債保険を「特定社債保険又は特定支払契約保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を、「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は特定支払債務に改める。

第七条 第九条及び第十条中「又は特定社債保険を「特定社債保険又は特定支払契約保険」に改める。

第十二条中「若しくは特定社債保険」を、「特定社債保険若しくは特定支払契約保険」に改める。

放射能を海に流さないこととする法律、放射能海洋放出規制法(仮称)の制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市重茂第一地割西大館洋放出規制法(仮称)の制定に関する請願

三七ノ一 重茂漁業協同組合代表理事組合長 伊藤隆一

紹介議員 平野 達男君 この請願の趣旨は、第二一六二号と同じである。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則

第三条の十一 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の特定支払契約(中小企業者に対する売掛金債権を有する事業者に対して金融機関その他の方で定める者(以下この項において「金融機関等」という。)が当該売掛金債権を譲受けその他の経済産業省令で定める行為に基づき金銭を支払うことを約し、かつ、当該中小企業者が当該金融機関等に対して当該売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権の額を支払うことを約する契約をいう。)に基づき金融機関等に対して支払うべき債務のうち当該金融機関等が事業者に対して金銭を支払つた場合において当該中小企業者が支払うもの(以下「特定支払債務」という。)の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険額の合計額が十億円を超えることができない保険(以下「特定支払契約保険」という。)について、特定支払債務の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘案しつつ、この法律による改正後の中小企業信用保険法第三条の十一の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第三条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項の表第五条の項中「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を、「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は特定支払債務に改める。

五月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、放射能を海に流さないこととする法律、放射能海洋放出規制法(仮称)の制定に関する請願(第二五一二号)

第二五一二号 平成二十年五月十三日受理

平成二十年六月三日印刷

平成二十年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A